

## カードローンファイト(ジャックス保証)

平成27年2月16日現在

商品名	カードローンファイト (ジャックス保証)										
ご利用いただける方	<p>次の条件を満たす個人の方</p> <p>(1) 当組合の組合員の方 (今回、組合員加入の方も可)</p> <p>(2) 申込時年齢が20歳以上60歳以下で安定継続した収入のある方</p> <p>(3) 申込時に下記の対象となる子供がいる方 (中学生以下の子供、高校生・高等専門学校生・短大生・大学生・大学院生・専門学校生、予備校生)</p> <p>(4) 当組合にて(株)ジャックスが保証する他のカードローンをお持ちでない方</p> <p>(5) 保証会社(株)ジャックス)の保証が受けられる方。</p>										
お使いみち	原則自由(但し、事業性資金は除きます。)										
お借入極度額	50万円以上300万円以下(10万円単位) 但し、極度額は前年度年収の50%以内。										
ご融資利率	<p>基準金利(注1) + 2.925%(変動金利(注2))</p> <p>(注1) 基準金利は当組合の「短期プライムレート」とします。</p> <p>(注2) 基準金利に変動があった場合、変動があった日以降に到来する約定返済日からご融資利率の変更を行います。</p> <p>【参考】平成26年4月1日時点のご融資利率 年利 4.900%(=基準金利=1.975%)+2.925%)</p> <p>※ご融資利率には保証料2.0%を含みます。</p>										
ご契約期間	2年(2年毎自動更新) 満65歳を越えた時点で、以降の更新は行いません。										
ご返済方法	<p>● 毎月10日にご指定口座より、お申しいただいた「お借入極度額」に応じた返済額を自動引落しさせていただきます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th> <th>約定返済額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以下</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>50万円超 100万円以下</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超 200万円以下</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>200万円超 300万円以下</td> <td>4万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● ATMや窓口での随時ご返済もご利用いただけます。</p> <p>● 上記ご返済額には貸越利息を含みます。</p>	貸越極度額	約定返済額	50万円以下	1万円	50万円超 100万円以下	2万円	100万円超 200万円以下	3万円	200万円超 300万円以下	4万円
貸越極度額	約定返済額										
50万円以下	1万円										
50万円超 100万円以下	2万円										
100万円超 200万円以下	3万円										
200万円超 300万円以下	4万円										
担保・保証人	不要										

<p><b>お申込時の 必要書類</b></p>	<p>1. 本人確認書類 運転免許証・パスポート・健康保険証のうち1点の写し</p> <p>2. 所得証明書（注） （1）給与所得者の場合 源泉徴収票、住民税決定通知書、公的所得証明書のうち1点の写し （2）自営業者の場合 納税証明書（1・2）、税務署受付印のある確定申告書のうち1点の写し （注）貸越極度額100万円超の申込みは所得証明書が必要。</p> <p>3. お子さまのご確認書類 健康保険証等の写し 健康保険証で確認できない場合、住民票、戸籍謄本等をご準備いただく場合がございます。</p>
<p><b>苦情処理措置 紛争解決措置</b></p>	<p>・苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または経営管理本部にお申し出ください。 【長崎三菱信用組合 経営管理本部】 受付時間：9時～17時（祝日および当組合休業日は除く） 電話：0120-324-892（フリーダイヤル） なお、苦情等対応手続については、当組合ホームページをご覧ください。 (<a href="https://www.ryo-sin.co.jp/">https://www.ryo-sin.co.jp/</a>)</p> <p>・紛争解決措置 福岡県弁護士会紛争解決センター（天神弁護士センター 電話：092-741-3208、北九州法律相談センター 電話：093-561-0360、久留米センター 電話：0942-30-0144）、または東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合経営管理本部またはしんくみ相談所にお申し出ください。 また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。 さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ② 現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は東京の三弁護士会のいずれかにご照会ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受付時間：9時～17時（祝日および信用組合の休業日は除く） 電話：03-3567-2456 住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-1（全国信用組合会館内）</p>